

東京都新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン等に基づく対策実行支援

概要 … 業界団体が作成した感染拡大予防ガイドライン等に沿った新型コロナウイルス感染症対策を行う都内中小企業等に対し、経費の一部を助成するもの。

支援内容

＜助成対象経費＞

1. 内装・設備工事費（例）パーテーション設置工事、換気設備設置工事、等
2. 備品購入費（1点あたりの購入単価が税抜10万円以上）
(例) サーモカメラ・サーモグラフィーの購入、等

＜助成限度額＞

50万円（内装・設備工事費を含む場合は100万円）※申請下限額10万円

＜助成率＞ 助成対象経費の3分の2以内

＜助成対象期間＞ 令和2年5月14日から同年10月31日まで

＜申請期間＞

令和2年6月18日（木）から同年8月31日（月）まで

※予算額に達した場合には、申請期間中でも受付を終了します。

＜対象者＞

令和2年5月14日現在、都内に登記簿上の本店または支店があり、都内で実質的に事業を行っている中小企業者（会社および個人事業者）、一般財団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人（NPO法人）、中小企業団体等

＜利用・申請方法＞ 詳細はWebサイトでご確認ください。

＜お問い合わせ＞

公益財団法人東京都中小企業振興公社

感染予防対策ガイドライン実行支援事業事務局

電話：03-4326-8174

手続きなど詳しくは以下のページをご覧ください。

<https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/josei/jigyo/guideline.html>